

### <書評と紹介> 山本卓著『二〇世紀転換期イギリスの福祉再編：リスペクタビリティと貧困』

金澤, 周作 / KANAZAWA, Shusaku

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

767・768

(開始ページ / Start Page)

122

(終了ページ / End Page)

126

(発行年 / Year)

2022-10

## 書評と紹介

山本 卓著

### 『二〇世紀転換期イギリスの福祉再編』

——リスペクタビリティと  
貧困』

評者：金澤 周作



19世紀の酷薄な自由主義社会イギリスにおいて、社会の大多数を成す貧しい人々は個人的な自助努力だけでなく、共済組合・友愛組合・労働組合などの集団的自助（互助，共助）を実践した。そして、それらの仕組みからこぼれ落ちた場合に機能したのが、セーフティネットとしての全国画一的に施行されたが求援抑止的な公的救貧と、規模は公的救貧をしのぐが不安定な私的な慈善であった。19世紀末に近づくにつれ、このセーフティネットにすぎる行為は、長らく社会的な規範でありかつ労働者層が独自の集団的・個人的な規準として内面化していた「リスペクタビリティ」<sup>チヤリテイ</sup>、評者なりに言い換えれば、まっとうな手段で生活を営んでいる（あるいは営もうとしている）状態および自尊心、を傷つけることを意味するようになった。

本書は、この「リスペクタビリティ」をキーワードにして、20世紀初頭の自由党政権が実現した1908年の老齢年金法と1911年の国民保険法（健康保険と失業保険）——いわゆる「リベラル・リフォーム」の象徴的達成——の思想

史的な背景と成り立ちを追跡し、これを「社会的シティズンシップ保障の公的制度化」の過程として描く。本書において「社会的シティズンシップ」は、政治参加の権利義務と関連付けられる「(政治的)シティズンシップ」とは異なり、「社会的責務」を果たす（あるいは果たそうとする）市民としての地位を指す分析概念だと定義される。よりかみ砕いて表現するなら、「社会的シティズンシップ保障の公的制度化」の含意はおそらく次のことである。すなわち、老後の心配と苦難を軽減する老齢年金と現役時代の不慮の疾病や失業に備える健康保険・失業保険は、貧しくとも労働を通じて自立し社会に貢献し得る勤労者＝市民を実際にそのような存在として承認し貢献させる方向で、制度化されたのだ——。受給事実によって困窮者にステイグマを与えがちな公的救貧や、かれらをパターンリスティックな関係性の下位に組み込む私的慈善とは異なる点が、この「公的制度」の位置づけを考える上で重要である。

本書の主張は、この制度化の過程において「リスペクタビリティの政治」が強く作用していたというものである。リベラル・リフォームが最終的に支援対象にした労働者層の中には、「まっとうな手段で生活を営めて」いないように見える人々、すなわち公的救貧や私的慈善と無縁でいられない貧困者がおり、かれらをどのようによどの程度包摂すべきかをめぐって、さまざまな次元でリスペクタビリティの線引き合戦（「政治」）——「お前はリスペクタブルでない」「俺はリスペクタブルだ」「彼らはリスペクタブルではない」「彼らもリスペクタブルだ」など——が展開していたと著者は論じる。この線引き合戦が、従来「リスペクタブル」な集団的自

助から外れていると目されてきた非熟練労働者や高齢貧困者など多数の人々を、「リスペクタブルな貧者」（社会的シティズンシップを持つ者）として生活保障の公的制度に包摂してゆくダイナミズムを生み出したというのである。

個人主義的自由主義に基づく貧困の個人過失論に拠って、そのような不道徳性を帯びた貧者を処罰的に遇する公的救貧・私的慈善の19世紀的時代から、集産主義に基づく貧困の環境原因論に拠って、被害者としての貧者集団を義務として手厚く支援する国家福祉の20世紀的時代へ——。その新旧の転換点を画するものとしてのリベラル・リフォーム。こうした古典的な進歩主義の歴史像に対して、1990年代頃からの修正主義的な諸研究は、シティズンシップ概念や福祉多元主義の視角を打ち出し、よりニュアンスに富んだ、新旧の要素が入り混じる複雑な実態を強調してきた。著者はこうした先行研究を紹介し議論の下敷きにして全般的に承認しつつも、独自の貢献として、「リスペクタビリティ」といういわば19世紀的なイデオロギーが、国家福祉の受給資格たる「社会的シティズンシップ」の内容を左右し、福祉の複合体の組成を変化させ、こうして20世紀福祉国家の源流たるリベラル・リフォームの帰趨を根本的に規定したことを、思想史的に論証するのである。

以上が「はしがき」と「第1章 リスペクタビリティ・階層・福祉——リスペクタビリティの政治と福祉再編」から読み取ったことである。思想史の文章に慣れていないため、正確に理解できた自信はない。このテーマについては、著者とは違った社会史的な視角からではあるがそれなりに勉強してきており、先行研究や論点について「土地勘」があるはずなのに、しばしば立ち止まり、行論の意味を咀嚼しなければならなかった。もう少し、G・ステッドマン＝ジョーンズ（1971）やA・M・マクブライア

（1987）、F・M・L・トムスン（1988）、ジョゼ・ハリス（1994）など、本書のテーマに関して画期となる諸研究の批判的継受関係を軸にしたストーリーの中で独自性を際立たせながら叙述してもらえたらと感じた。とはいえ、容易な単純化を自らに許さない学問的態度も尊重されるべきであり、それだけ独創的な切り口、圧縮された内容と言える。ここまでの要約は評者なりに理解してパラフレーズしたもので、それに基づく批評がそもそもの外れではないことを願う。以下、リーダブルな本論部分（第2章～第6章）の議論を確認してみたい。

ある弱者を救済するかどうかは、イギリスでは長らく、その人物が「援助に値する」か「援助に値しないか」というごくあいまいな基準に基づいてそのつど決定されていた。総じて、私的慈善が「援助に値する」貧者を、公的救貧が「援助に値しない」貧者を受け持つとされたが、実態はもっと多様であった。「第2章「援助に値する」失業者と慈善——失業対策分野における慈善組織化協会」では、1880年代から社会問題化した失業者に対して、かれらを「リスペクタブル」な「援助に値する」貧者だとみて積極的に救済の手を伸ばす私的慈善の盛り上がりがかえって「無差別」な救済を増やし、「援助に値しない」怠惰な貧者に濫給されているとの観察も生み出したことを跡付ける。これに対処すべく、官民連携と受け手の情報管理による選別的な救済という、慈善組織化協会（COS、1869年設立）の方式が主張されたのだが、COS式の失業対策では多少の「リスペクタビリティ」を持つ者の救済申請も厳格なケースワークを通じてはじかれ公的救貧に回されることとなったため、潜在的な受け手から忌避され、その思いを汲み取るポーズで「社会主義」的言説が台頭し、地方公共団体による失業者対策が対案として出されたという。「リスペクタ

ビリティ」の線引き合戦が熱を帯びその「政治」が流動化するさまがありありと浮かび上がる。

続く「第3章 「新労働組合主義」と最低生活保障——非熟練臨時労働者の貧困問題」では、1889年のロンドン・ドック・ストライキで非熟練労働者が勝利を取めた背景として、まずチャールズ・ブースのロンドン貧困調査によって、極貧層とは区別される「リスペクタブル」な貧しい非熟練労働者への理解が深まり、それがドック・ストでの全国的な同情世論の形成を促したとみる。ブースは極貧層を市場から除外して公的救貧・私的慈善に委ね、それより上の労働者の雇用を確保することによって、構造的にリスペクタビリティを脆弱化させている貧困問題を解消しようと考えた。興味深いのはほぼ同じロジックを用いて、自由主義者のホブソンは新労働組合運動を通じて「公正賃金」を実現し、「労働無能力者」を（社会主義的に）中央政府が扶養せよと論じ、フェビアン主義者のウェッブ夫妻も産業横断的に共通基準を設定して非熟練労働者を含めた労働者たちの「生活賃金」を普及させ、「雇用不能者」は公的に扶養するという青写真を描いた。こうして最低生活保障という後の福祉国家の根本思想が錬成されたのである。前章と重ね合わせると、いかに「リスペクタビリティ」の新たな線引き——半失業状態に置かれる貧しい非熟練労働者の包摂とそれを下回る者の排除——が新しい国家福祉的な思想を準備したかが分かる。

失業問題は上記のような労働市場の改革によって解消され得るが、高齢者問題はそうはいかない。加齢により働けなくなることは不可抗力なので、もともと公的救貧や私的慈善は、高齢者をそのリスペクタビリティの程度に応じて主要な救済対象にしていた。しかし、1890年代には失業者と連動して高齢者も「リスペクタ

ビリティの政治」の俎上にあげられる。「第4章 支援・援助に値する高齢貧困者——「普遍的」老齢年金制度案と1908年老齢年金法」は、1890年代に顕在化した公的救貧における高齢貧困者の院外救済受給の拡大を受け、論争の状況が出来し、1908年老齢年金法の内容が練り上げられていく過程を描く。ブースら先駆的な「福祉再編論者」たちは、救貧法を改革し無抛制で所得制限のない「普遍的」老齢年金制度を作ることを提唱した（労組・協同組合・友愛組合は総じてブースの「普遍的」案を支持）。これに対し、この案は費用がかかりすぎるから抛制にすべきと論じる者もいれば、COSのように、年金は院外救済と同様、貧者の依存を助長し、あるべき自立・自尊を毀損するからという理由で全面的に反対する議論もあった。自由党内閣は、ブース案を継承しつつも、最終的には所得制限を付しかつ救貧法とは切り離すことで1908年に老齢年金法を成立させた。ここでも、誰がリスペクタビリティの範疇に入るかという線引き合戦が福祉再編を駆動していたのである。

第3章で取り上げられたホブソンとウェッブ夫妻の対比は、「第5章 社会改革の思想——ニューリベラリズムとフェビアン社会主義」で再論される。有機体としてのネイションの社会進化という同時代的ヴィジョンを共有し、ともに「社会主義」指向を持っていたが、二者の間には無視できない差異があった。この内実を、著者は20世紀初頭のテキストを精読することによって丁寧に剔抉してゆく。ウェッブ夫妻は国際競争の文脈を強く意識し、また、現行の代表制による民主主義では行政的効率性の点で問題を孕んでしまうことを深刻視した。そして、ネイションの「健康」増進のため、執行機関に専門性を求め、いわばエリート主義的に（民を「羊のように扱う」<sup>ナショナル</sup>態度で）「国家的効率」を目

指していた。対して、これを「官僚主義的社会主義」として批判するホブソンは、自立した徳性を備えた市民からなる共同体育成という理念から、そうした市民に立脚した民主主義を積極的に承認する。「市民的効率」をベースにした「自由主義的社会主義」を標榜したのである。

有機体（≡人口の大多数を成す労働者層）を誰かがコントロールしなければならない半ば無意志的存在とみるウェッブ夫妻と、これを個別の意志を持つ個体の集合体とみるホブソンとは、第3章でみた最低生活保障の思想の質もかなり異なる。とりわけ、ホブソンが女性の家計支持者を公的扶助の対象に含める議論が興味深い。

なお、本章では通奏低音たるべき「リスペクタビリティの政治」が明示的には触れられない。想像をたくましくするなら、ウェッブ夫妻的な思想をつきつめるとリスペクタビリティが空文化してしまう危険を、ホブソンは重く見たのではないか。そして、ホブソン自身の思想は、リスペクタビリティ（個人の自立、自尊）をあくまで防衛する仕方で構築された。その意味で、ここでもリスペクタビリティをめぐる（線引きというより）綱引きという形の「政治」が作用していたのかもしれない。

最後の「第6章 1911年国民保険法——健康保険制度と失業保険制度」に移ろう。著者は制度的概要を詳細に解説しながら、その背後にある「リスペクタビリティの政治」を指摘する。国民健康保険制度の実施に当たって、19世紀の労働者の集団的自助を担ってきた友愛組合は、最大の「認可組合」として突出した役割を果たす。友愛組合が一定の「リスペクタビリティ」を備えた労働者だけを加入させるやり方は、1911年法以降も踏襲されたのである。次に、著者は失業保険制度に組み込まれた「臨時雇用解消策の原理」を分析するのだが、ここで

も一定以下の不安定な就業状態の労働者が不利になる仕組みを採用しているところに、包摂と排除のメカニズムを見出す。これらの制度が、被保険者になった者にリスペクタビリティを付与する効果をねらっていたとの指摘は、本書の趣旨からして重要である。

以上、本論をまとめてみた。「はしがき」と「第1章」で設定された（評者が理解した限りでの）理論的枠組みによって、各章の具体的な素材がよく説明されている。魅力的な思想史像であり、一読者として説得させられた（ただし、リスペクタビリティ理念がその後どうなるのかは知りたい）。その上で、取り上げられるのは当時の政策論が中心なので射程外の論点になるとはいえ、本書に触発されて次のような問いを深めていくことができるのではないかと考えさせられた。

本書が取り上げたテキスト群の性質の然らしめるところ、標準化された男性労働者や家族がクローズアップされるが、公的救済であれ私的慈善であれ国家福祉（老齢年金、疾病・失業保険）であれ、直接・間接に妻や娘や息子、老父母が対象になることを思えば、男性労働者を含む、こうした人々の「意識」や「感情」に迫るような検討がなされたら面白いのではないか。たとえば、子どもが慈善学校に通ったり、妊娠した妻が産科チャリティの支援を受けたり、病気の家族がチャリティ病院を受診したりすることは、公的救済受給と同等の恥辱感を覚えさせたのか。友愛組合に加入している労働者と拒否された労働者の間の感情的な溝があったとすれば、それはどのようなものだったのか。外国人（移民）はこのスキームにどう位置づけるべきか。貧困者に寄り添っているかに見えるホブソンやウェッブ夫妻らの共感的な議論がかき消している声があるとしたらどのようなものなのか。1908年法や1911年法で作られた制度がた

しかにひとつの達成であるとして、これによって失われたものはないのだろうか。

また、集団的自助と公的救貧の間には、同時代識者たちが想定したよりも「貧困のグラデーション」の中間部分を支える私的慈善のオプションが分厚く存在したと思われる。リベラル・リフォーム後も私的慈善は増えこそすれ減りはしなかった。だとすれば、本書で取り上げた識者たちにとって、他国に比してあまりに活発な市民による慈善の存在はどう映ったのであろうか。設計した制度やそれによって育成される「社会的シティズンシップ」にとって、どのような意味を持つと考えられたのであろうか。

本書は現代的な意義を持つ。精緻に読み解かれた百年以上昔の異国イギリスでの「福祉」をめぐる包摂と排除の諸論点——申請者全員を等

しく救うべきか／救えるか——は、現在日本のそれとなんら変わらない。女性や子どもの貧困、高齢者福祉、被災者救済、コロナ対策、難民支援など。原理的な最適解などない。そのつど、現実と理想を往還しつつ、各論に対して部分的な解答を試行錯誤するしかない。当時のイギリスの多様な男女はどのような現実を生きどのような社会に生きたかったのか、また現在の我々はどうか——。読者を深い思索に誘う良書である。

(山本卓著『二〇世紀転換期イギリスの福祉再編——リスペクタビリティと貧困』法政大学出版局、2020年12月、288頁、定価5,060円(税込))

(かなざわ・しゅうさく 京都大学大学院文学研究科教授)